



山形県公報

平成25年3月22日(金)
第2429号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……308
- 山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民文化課) ……314
- 山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……315
- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……同
- 山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……316
- 山形県志津野営場条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……320
- と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……321
- 山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(青少年・男女共同参画課) ……329
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……330
- 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業政策課) ……332
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(工業振興課) ……同
- 山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……333
- 山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………(新農業推進課) ……同
- 山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(生産技術課) ……334
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……335
- 山形県道路占用規則の一部を改正する規則……………(道 路 課) ……337
- 砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(砂防・災害対策課) ……同
- 山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(空港港湾課) ……339
- 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……341
- 米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……356
- 山形県ふるさと交流広場条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……357
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……358
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(教 育 庁) ……同

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……359
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日……………(観光交流課) ……同
- 山形県県民の海・プールの利用料金……………( 同 ) ……同
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………(生産技術課) ……362
- 家畜の検査の実施……………(畜 産 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……363
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……364
- 山形県眺海の森の利用日及び利用時間……………( 同 ) ……同
- 山形県遊学の森の利用日及び利用時間……………( 同 ) ……365
- 西蔵王公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

- 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日  
.....（村山総合支庁西村山建設総務課）…366
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金.....（同）…同
- 道路の区域の変更.....（村山総合支庁北村山建設総務課）…368
- 県道の供用の開始.....（同）…同
- 山形県土地利用基本計画の変更.....（用地課）…同
- 都市計画事業の変更の認可.....（下水道課）…369

人事委員会関係

規則

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則.....同
- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則.....同

企業局関係

規程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....370

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....371

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募.....（置賜総合支庁建築課）…同
- 同.....（庄内総合支庁建築課）…374

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第25条の4中「第67条の12」を「第67条の12第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

別表7自動車税、自動車取得税の項中

|                          |             |                            |
|--------------------------|-------------|----------------------------|
| 「自動車税・自動車取得税減免申<br>請書(1) | 第164号様式     | 条例第122条第2項及<br>び条例第142条第2項 |
| 自動車税・自動車取得税減免申<br>請書(2)  | 第164号の2様式   | 条例第122条第2項及<br>び条例第142条第2項 |
| 自動車税減免申請書（商品中古<br>自動車用）  | 第164号の2の2様式 | を<br>条例第142条第2項            |
| 削除                       | 第164号の3様式   | 」                          |

「自動車税・自動車取得税減免申 第164号様式 条例第122条第2項及  
 請書（被災自動車用） び条例第142条第2項  
 自動車税・自動車取得税減免申 第164号の2様式 条例第122条第2項及  
 請書（身体障がい者等所有自動 び条例第142条第2項  
 車用）  
 自動車税・自動車取得税減免申 第164号の2の2様式 条例第122条第2項及 に改める。  
 請書（身体障がい者等利用自動 び条例第142条第2項  
 車用）  
 自動車税減免申請書（商品中古 第164号の3様式 条例第142条第2項  
 自動車用）」

別記第5号様式（表）中 「 課 税 標 準 上欄の自動車1台 を

|                        |          |  |
|------------------------|----------|--|
| 課 税 標 準                | 上欄の自動車1台 |  |
| ク レ ジ ッ ト<br>納 付 用 番 号 | 課 税 年 度  |  |
|                        | 課 税 番 号  |  |
|                        | 確 認 番 号  |  |

に改める。」

別記第164号様式を次のように改める。

第164号様式

受付印

自動車税  
減免申請書（被災自動車用）  
自動車取得税

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

☑

電話

番

下記のとおり自動車税の減免を申請します。  
自動車取得税

|               |          |                           |       |                 |       |  |
|---------------|----------|---------------------------|-------|-----------------|-------|--|
| 減免を受けようとする自動車 | 自動車登録番号  |                           | 登録年月日 |                 | 年 月 日 |  |
|               | 車検証の記載内容 | 初度登録年月                    | 年 月   | 自動車の種別          |       |  |
|               |          | 用途                        |       | 車 名             |       |  |
|               |          | 乗車定員                      | 人     | 最大積載量<br>(貨物のみ) | キログラム |  |
|               |          | 型式                        |       | 総排気量            | リットル  |  |
|               |          | 所有者の住(居)所又は所在地・氏名又は名称     |       | 車検有効期限          | 年 月 日 |  |
|               |          | 使用者の本拠の位置<br>(主たる定置場の所在地) |       |                 |       |  |
| 税額等           | 自動車税     |                           |       | 自動車取得税          |       |  |
|               | 税 額      | 円                         | 課税標準額 | 円               |       |  |
|               | 納 期 限    | 年 月 日                     |       |                 |       |  |
| 年度            | 減 免 額    | ※ 円                       | 税 額   | 円               |       |  |

|              |             |                           |                  |                 |       |  |
|--------------|-------------|---------------------------|------------------|-----------------|-------|--|
| 被災自動車        | 自動車登録番号     |                           | 登録年月日            |                 | 年 月 日 |  |
|              | 車検証の記載内容    | 初度登録年月                    | 年 月              | 自動車の種別          |       |  |
|              |             | 用途                        |                  | 車 名             |       |  |
|              |             | 乗車定員                      | 人                | 最大積載量<br>(貨物のみ) | キログラム |  |
|              |             | 型式                        |                  | 総排気量            | リットル  |  |
|              |             | 所有者の住(居)所又は所在地・氏名又は名称     |                  | 車検有効期限          | 年 月 日 |  |
|              |             | 使用者の本拠の位置<br>(主たる定置場の所在地) |                  |                 |       |  |
|              | 取得年月日       | 年 月                       | 修繕（見積）額          |                 |       |  |
|              | 被災時までの走行距離数 | キロメートル                    | 保険金等により補填されるべき金額 | 円               |       |  |
|              | 被災年月日       | 年 月 日                     | 被災自動車の譲渡価額       | 円               |       |  |
| 損害の箇所及び損害の程度 |             | 廃車又は譲渡年月日                 | 年 月 日            |                 |       |  |

|    |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|
| 摘要 |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|

- (注) 1 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1) 被災自動車を修繕した場合及び修繕して廃車又は譲渡した場合は修繕者の修繕費用の証明書
  - (2) 被災自動車を修繕しないもの及び修繕しないで廃車又は譲渡した場合は修理工場等の修繕費用の見積書
- 2 被災自動車の損害金額のうち保険金等により補填されるべき金額のある方は、その保険金等の名称と補填する保険会社等の所在地、名称及びその金額の内訳を「摘要」欄に記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 「減免を受けようとする自動車」の項の「車検証の記載内容」の項は、この申請書に減免を受けようとする自動車に係る車検証の写しを添付する場合は、記入を省略することができます。
- 5 「被災自動車」の項の「車検証の記載内容」の項は、この申請書に被災自動車に係る車検証の写しを添付する場合又は被災自動車が減免を受けようとする自動車と同一の自動車の場合は、記入を省略することができます。

別記第164号の3様式を削り、別記第164号の2の2様式を別記第164号の3様式とする。

別記第164号の2様式中

「  
 受付印  
 自動車税  
 自動車取得税 減免申請書  
 を

「  
 受付印  
 自動車税  
 自動車取得税 減免申請書（身体障がい者等利用自動車用）  
 に、

|                          |                    |         |                  |                                 |   |
|--------------------------|--------------------|---------|------------------|---------------------------------|---|
| 減免を受けようとする<br>自動車        | ※用 途<br>区 分        | 自家用・営業用 | ※ 構 造 上 の<br>装 置 | 車椅子の昇降装置、<br>固定装置、浴槽、その他<br>( ) | を |
|                          | 登 録 年 月 日          | 年 月 日   | 主たる定置場<br>所在地    |                                 |   |
|                          | 登録番号・車両<br>標 識 番 号 |         |                  |                                 |   |
|                          | 車名及び型式             | 年 型     | 所有者の所<br>在地・名称   |                                 |   |
| 乗車定員・最大<br>積載量及び総排<br>気量 | 名<br>キログラム<br>リットル |         |                  |                                 |   |

|                                    |                    |         |                                   |                                 |          |
|------------------------------------|--------------------|---------|-----------------------------------|---------------------------------|----------|
| 減免を受けようとする<br>自動車                  | ※用 途<br>区 分        | 自家用・営業用 | ※ 構 造 上 の<br>装 置                  | 車椅子の昇降装置、<br>固定装置、浴槽、その他<br>( ) | に改め、同様式を |
|                                    | 登 録 年 月 日          | 年 月 日   | 使用者の本<br>拠の位置（主<br>たる定置場<br>の所在地） |                                 |          |
|                                    | 自動車登録番号            |         |                                   |                                 |          |
|                                    | 車名及び型式             |         | 所有者の住<br>（居）所又は<br>所在地・氏名<br>又は名称 |                                 |          |
| 乗車定員、最大<br>積載量（貨物の<br>み）及び総排気<br>量 | 人<br>キログラム<br>リットル |         |                                   |                                 |          |

別記第164号の2の2様式とする。

別記第164号様式の次に次の1様式を加える。

第164号の2様式

受付印

自動車税  
減免申請書（身体障がい者等所有自動車用）  
自動車取得税

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

納税者

住（居）所

氏 名

電話

Ⓜ

番

下記のとおり自動車税の減免を申請します。  
自動車取得税

|                           |                                                 |                   |             |                 |       |
|---------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|-------------|-----------------|-------|
| 減免を受けようとする自動車             | 自動車登録番号                                         |                   | 登録年月日       | 年 月 日           |       |
|                           | 車検証の記載内容                                        | 初度登録年月            | 年 月         | 自動車の種別          |       |
|                           |                                                 | 用途                |             | 車名              |       |
|                           |                                                 | 乗車定員              | 人           | 最大積載量<br>(貨物のみ) | キログラム |
|                           |                                                 | 型式                |             | 総排気量            | リットル  |
|                           |                                                 | 所有者の<br>住所(居)所・氏名 |             | 車検有効期限          | 年 月 日 |
| 使用者の本拠の位置<br>(主たる定置場の所在地) |                                                 |                   |             |                 |       |
| 税額等                       | 自動車税                                            |                   | 自動車取得税      |                 |       |
|                           | 年度                                              | 税額                | 円           | 課税標準額           | 円     |
|                           |                                                 | 納期限               | 年 月         |                 | 税額    |
|                           |                                                 | 減免開始年月            | ※ 年 月       |                 |       |
| 減免額                       | ※ 円                                             |                   |             |                 |       |
| 使用の目的<br>(本人運転<br>以外の場合)  | 1 通学 2 通院<br>3 通勤 4 生業<br>該当するものに○を<br>つけてください。 | (名称)              | 月・週         | 回               |       |
| 身体障がい者等                   | 氏名                                              |                   | 生年月日        | 年 月 日           |       |
|                           | 手記載<br>帳内<br>容                                  | 住所                |             |                 |       |
|                           |                                                 | 交付番号              | 身・療・戦・精 第 号 | 交付年月日           | 年 月 日 |
|                           | 障害名及び<br>障害等級                                   |                   |             |                 |       |
| 運<br>転<br>者               | 身体障がい者等との関係                                     |                   | 連絡先電話番号等    |                 |       |
|                           | 自許証の<br>記載<br>内容                                | 氏名                | 免許の種類       | 大型・中型・普通・( )    |       |
|                           |                                                 | 住所                |             |                 |       |
| 免<br>内容                   | 条件等                                             | 有効年月日             | 年 月 日まで有効   |                 |       |
| 前使用の自動車の<br>減免の有無         | 有<br>無                                          | 自動車登録番号           | 年 月 日       | 抹消登録・移転登録       |       |

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 「減免を受けようとする自動車」の項の「車検証の記載内容」の項は、この申請書に車検証の写しを添付する場合は、記入を省略することができます。  
 3 「身体障がい者等」の項の「手帳の記載内容」の項は、この申請書に手帳の写しを添付する場合は、記入を省略することができます。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第25条の4の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第32号**

**山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県県民会館条例施行規則（昭和39年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|         |  |
|---------|--|
| その他参考事項 |  |
|---------|--|

を

|         |  |
|---------|--|
| その他参考事項 |  |
| 誓約事項    |  |

に改め、同様式に次の備考を加え

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。

る。

- 備考 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。  
 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第33号**

**山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|         |  |
|---------|--|
| その他参考事項 |  |
|---------|--|

を



|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他参考事項                                                                                             |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |

に改め、同様式の注書を同注書第

1項とし、同注書に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第34号**

**置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則**

置賜文化ホール条例施行規則（平成18年3月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|         |
|---------|
| その他参考事項 |
|---------|

を

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他参考事項                                                                                             |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |

に改め、同様式の注書を同注書第

1項とし、同注書に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第35号**

**山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「第5号までの一に」を「第8号までのいずれにも」に、「書面」を「別記様式第1号の2による誓約書」に改める。

第7条第6号を次のように改める。

- (6) 塩化物イオン濃度測定器具

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。  
様式第1号の2

### 誓 約 書

私（当法人）は、山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
申請者 氏名又は名称及び法人にあつては  
代表者の氏名 ㊞

（注） 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

#### 附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第36号

##### 山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山形県環境影響評価条例施行規則（平成11年7月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「方法書の」を「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）の」に改める。

第6条中「方法書」を「方法書等」に改める。

第7条の次に次の4条を加える。

（方法書の公表）

第7条の2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切なウェブサイトへの掲載

（方法書説明会の開催）

第7条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、方法書関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（方法書説明会の開催の公告）

第7条の4 第5条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模

- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 方法書関係地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所  
(責めに帰することができない事由)

第7条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第8条の次に次の1条を加える。

(方法書説明会の概要を記載した書類)

第8条の2 条例第9条に規定する方法書説明会の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとし、方法書説明会において配布した資料を添付するものとする。

- (1) 方法書説明会を開催した日時及び場所
- (2) 方法書説明会に参加した者の数
- (3) 方法書説明会の経過及び概要

第15条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条中「方法書等」とあるのは、「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(準備書の公表)

第16条の2 第7条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第7条の2中「方法書等」とあるのは、「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

第17条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第17条 第7条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第7条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「方法書関係地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第18条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「第5条の」を「第5条及び第7条の4第2項の」に、「第16条第2項」を「第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項」に、「、「関係市町村長」を「「関係市町村長」と、第7条の4第2項第4号中「方法書関係地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」に改め、同条第2項を削る。

第19条及び第20条を次のように改める。

(責めに帰することができない事由)

第19条 第7条の5の規定は、条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第7条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第20条 削除

第22条を次のように改める。

(準備書説明会の概要を記載した書類)

第22条 第8条の2の規定は、条例第18条に規定する準備書説明会の概要を記載した書類について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第38条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条中「方法書等」とあるのは、「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。

第39条の次に次の1条を加える。

(評価書の公表)

第39条の2 第7条の2の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第7条の2中「方法書等」とあるのは、「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。

第50条中「の送付」を「及び条例第40条の2の規定による報告書の送付」に改める。

第54条第1項の表の左欄中「第7条」を「第7条、第7条の2第1項から第4項まで」に、「から第4項まで」を「及び第2項」に、「第19条及び」を「第19条並びに」に改め、同条第3項の表中

|           |       |                              |
|-----------|-------|------------------------------|
| 第8条第1項第4号 | 事業者   | 都市計画決定権者                     |
|           | 条例第9条 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条 |
| 第9条       | 条例第9条 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条 |

を

|                  |                                            |                                            |
|------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 第7条の2            | 条例第7条                                      | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条               |
| 第7条の2第1号及び第3号    | 事業者                                        | 都市計画決定権者                                   |
| 第7条の3            | 条例第7条の2第1項                                 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項          |
|                  | 事業者                                        | 都市計画決定権者                                   |
| 第7条の4第1項及び第2項    | 条例第7条の2第2項                                 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項          |
| 第7条の4第2項第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                                |
| 第7条の4第2項第2号及び第3号 | 対象事業                                       | 都市計画対象事業                                   |
| 第7条の5            | 条例第7条の2第4項の事業者                             | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項の都市計画決定権者 |
| 第7条の5第2号         | 事業者                                        | 都市計画決定権者                                   |
| 第8条第1項第4号        | 事業者                                        | 都市計画決定権者                                   |
|                  | 条例第9条                                      | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条               |
| 第8条の2及び第9条       | 条例第9条                                      | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条               |

に、

|              |           |                                  |
|--------------|-----------|----------------------------------|
| 第17条         | 条例第16条第1項 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項 |
|              | 事業者       | 都市計画決定権者                         |
| 第18条第1項及び第2項 | 条例第16条第2項 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項 |

|                 |                                            |                                           |
|-----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 第18条第2項第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                               |
| 第18条第2項第2号及び第3号 | 対象事業                                       | 都市計画対象事業                                  |
| 第19条            | 条例第16条第4項の事業者                              | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項の都市計画決定権者 |
| 第19条第2号         | 事業者                                        | 都市計画決定権者                                  |
| 第20条            | 条例第16条第4項                                  | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項          |

を

|        |                      |                                                                                                                     |
|--------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第16条の2 | 条例第15条               | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条                                                                                       |
| 第17条   | 条例第16条第1項            | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項                                                                                    |
| 第18条   | 条例第16条第2項            | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項                                                                                    |
|        | 第7条の4第2項第4号          | 第7条の4第2項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第4号 |
| 第19条   | 条例第16条第2項            | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項                                                                                    |
|        | 事業者                  | 都市計画決定権者                                                                                                            |
|        | 第7条の5中「方法書説明会」とあるのは、 | 第7条の5第1号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第2号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「方法書説明会」とあるのは                                           |

に、

|              |      |          |
|--------------|------|----------|
| 第39条第2号及び第3号 | 対象事業 | 都市計画対象事業 |
|--------------|------|----------|

を

|              |        |                               |
|--------------|--------|-------------------------------|
| 第39条第2号及び第3号 | 対象事業   | 都市計画対象事業                      |
| 第39条の2       | 条例第22条 | 第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条 |

に改める。

別表第1第1項第1号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「第2条第7号」を「第2条第6号の付加追越車線、同条第7号」に改める。

別表第4第11項許認可等に係る行為の欄中「第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項）を「第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は第25条の3第2項（同条第7項）」に、「認可の申請」を「協議」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県志津野営場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第37号**

**山形県志津野営場条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県志津野営場条例施行規則（平成13年5月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|       |   |
|-------|---|
| ※ 使用料 | 円 |
|-------|---|

を

|       |                                                                                              |            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 誓約事項  | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 | に改め、同様式の備考 |
| ※ 使用料 | 円                                                                                            |            |

を同備考第1項とし、同備考に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第38号**

**と畜場法施行細則の一部を改正する規則**

と畜場法施行細則（昭和28年12月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「(牛にあつては月齢)」を削り、同様式の備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 牛又は子牛にあつては、個別表の「年齢」欄に月齢及び出生の年月日を、「摘要」欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。）を記載すること。

**附 則**

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第39号

#### 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の2条を加える。

（生食用牛肉及びふぐの取扱いの届出）

第22条 生食用牛肉（生食用食肉として販売する牛の食肉（内臓を除く。）をいう。以下同じ。）を加工し、又は調理する施設及びふぐ（有毒な部位が除去され、又は塩蔵された後に、加工され、又は調理されたものを除く。以下同じ。）を処理し、加工し、調理し、又は販売する施設に係る営業を営もうとする者は、生食用牛肉又はふぐの取扱いを開始するときは、あらかじめ別記様式第22号又は別記様式第23号によりその旨を所轄保健所長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出をした者は、届出事項に変更があつたときは、その日から10日以内に別記様式第24号又は別記様式第25号によりその旨を所轄保健所長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定により届出をした者は、当該取扱いを廃止したときは、その日から10日以内に別記様式第26号又は別記様式第27号によりその旨を所轄保健所長に届け出なければならない。

（食品衛生責任者の資格）

第23条 条例別表第1第12項第1号に規定する食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 法第48条第6項各号に掲げる者
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士
- (3) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (4) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項各号に掲げる者
- (6) 知事又は知事が指定する団体が行う食品衛生責任者の養成のための講習会の課程を修了した者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の能力を有すると知事が認めた者

別表第1に次の1項を加える。

- 3 飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業又はそうざい製造業のうちふぐを処理し、加工し、調理し、又は販売するものにあつては、次のとおりとすること。

- (1) ふぐの選別を確実にを行い、魚体の全てが有毒であるふぐ及び種類が明らかでないふぐは取り扱わないこと。
- (2) ふぐを凍結する場合は、急速に凍結する方法により行うこと。
- (3) ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行うこととし、解凍後のふぐは直ちに処理に供し、再凍結しないこと。
- (4) 有毒な部位を除去する場合は、専用の器具及び容器を使用し、使用した器具及び容器は、その作業中においても、必要に応じ飲用に適する水で十分に洗浄すること。
- (5) 除去した有毒な部位は、他の食品、廃棄物等に混入しないようにし、施錠することができる専用の不浸透性の材質の容器（以下「有毒部位保管容器」という。）に保管すること。
- (6) 除去した有毒な部位は、塩蔵するものを除き、焼却等により確実に処分すること。
- (7) ふぐの卵巣及び皮を塩蔵する場合は、塩蔵前の卵巣及び皮の管理を厳重に行うこと。
- (8) ふぐの取扱いを行う施設ごとに、知事又は知事が指定する団体が行うふぐの取扱いに関する講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の能力があると知事が認めた者を置くこと。

別表第2第1項第2号中「一回に」を「1回に」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 原材料並びに器具及び容器を洗浄するための2以上の洗浄設備を設けること。ただし、弁当、仕出しその他1回に多人数に対する調理を行う施設（容器を回収しない施設を除く。）にあつては、原材料を洗浄するための洗浄設備のほか、器具及び容器を洗浄するための専用の3槽式の洗浄設備又はこれと同等以上の能力

を有する設備を設けること。

別表第2第1項第5号中「(生食用食肉として販売する牛の食肉(内臓を除く。))をいう。以下同じ。)」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) ふぐの有毒な部位を除去する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ ふぐの有毒な部位が接触する器具及び容器は、ふぐを取り扱う場所に、専用のものを設け、又は備え付けること。

ロ 有毒部位保管容器を備え付けること。

別表第2第14項に次の1号を加える。

(3) ふぐの有毒な部位を除去する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ ふぐの有毒な部位が接触する器具及び容器は、ふぐを取り扱う場所に、専用のものを設け、又は備え付けること。

ロ 有毒部位保管容器を備え付けること。

別表第2第15項に次の1号を加える。

(4) ふぐの有毒な部位を除去する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ ふぐの有毒な部位が接触する器具及び容器は、ふぐを取り扱う場所に、専用のものを設け、又は備え付けること。

ロ 有毒部位保管容器を備え付けること。

別表第2第16項に次の1号を加える。

(4) ふぐの有毒な部位を除去する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ ふぐの有毒な部位が接触する器具及び容器は、ふぐを取り扱う場所に、専用のものを設け、又は備え付けること。

ロ 有毒部位保管容器を備え付けること。

別表第2第32項に次の1号を加える。

(4) ふぐの有毒な部位を除去する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ ふぐの有毒な部位が接触する器具及び容器は、ふぐを取り扱う場所に、専用のものを設け、又は備え付けること。

ロ 有毒部位保管容器を備え付けること。

別表第2第37項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記様式第9号中 「衛生責任者」 を 「食品衛生責任者」 に改める。

別記様式第21号の次に次の6様式を加える。



様式第22号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

生食用牛肉取扱開始届

下記のとおり取扱いを開始するので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第1項の規定により届け出ます。

記

|                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| 施設の所在地         | 電話番号  |     |
| 施設の名称          |       |     |
| 営業の種類          |       |     |
| 取扱いの種類         | 加工 調理 |     |
| 加工又は調理方法の概要    |       |     |
| 専任の生食用牛肉取扱者の氏名 | 氏 名   | 備 考 |
|                |       |     |
| 取扱開始予定年月日      | 年 月 日 |     |

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 取り扱う場所及び専用設備の設置箇所を表示した施設の平面図
  - (2) 成分規格に適合することを確認できる検査結果の写し（取扱いの種類が加工である場合に限る。）
- 2 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 3 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。
- 4 「専任の生食用牛肉取扱者の氏名」の欄は、取扱いの種類ごとに専ら従事する者を記入すること。

様式第23号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

ふぐ取扱開始届

下記のとおり取扱いを開始するので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第1項の規定により届け出ます。

記

|                |             |     |
|----------------|-------------|-----|
| 施設の所在地         | 電話番号        |     |
| 施設の名称          |             |     |
| 営業の種類          |             |     |
| 取扱いの種類         | 処理 調理・加工 販売 |     |
| 除去した有毒な部位の処分方法 |             |     |
| 専任のふぐ取扱者の氏名    | 氏 名         | 備 考 |
|                |             |     |
| 取扱開始予定年月日      | 年 月 日       |     |

備考

- 1 取り扱う場所を表示した施設の平面図を添付すること。
- 2 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 3 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。
- 4 「専任のふぐ取扱者の氏名」の欄は、取扱いの種類ごとに専ら従事する者を記入すること。

様式第24号

年 月 日

保 健 所 長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

生食用牛肉取扱変更届

下記のとおり届出事項に変更があつたので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第2項の規定により届け出ます。

記

|             |         |  |  |
|-------------|---------|--|--|
| 施 設 の 所 在 地 | 電話番号    |  |  |
| 施 設 の 名 称   |         |  |  |
| 営 業 の 種 類   |         |  |  |
| 取 扱 い の 種 類 | 加 工 調 理 |  |  |
| 変 更 年 月 日   | 年 月 日   |  |  |
| 変 更 内 容     | 変 更 事 項 |  |  |
|             | 変 更 前   |  |  |
|             | 変 更 後   |  |  |
| 変 更 理 由     |         |  |  |

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 取り扱う場所を表示した施設の平面図（取り扱う場所を変更した場合に限る。）
  - (2) 成分規格に適合することを確認できる検査結果の写し（加工方法に変更があつた場合に限る。）
- 2 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 3 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。

様式第25号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

ふぐ取扱変更届

下記のとおり届出事項に変更があつたので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第2項の規定により届け出ます。

記

|             |                 |  |  |
|-------------|-----------------|--|--|
| 施設 の 所在地    | 電話番号            |  |  |
| 施設 の 名 称    |                 |  |  |
| 営 業 の 種 類   |                 |  |  |
| 取 扱 い の 種 類 | 処 理 調 理・加 工 販 売 |  |  |
| 変 更 年 月 日   | 年 月 日           |  |  |
| 変 更 内 容     | 変 更 事 項         |  |  |
|             | 変 更 前           |  |  |
|             | 変 更 後           |  |  |
| 変 更 理 由     |                 |  |  |

備考

- 1 取り扱う場所を表示した施設の平面図を添付すること。（取り扱う場所を変更した場合に限る。）
- 2 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 3 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。

様式第26号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

生食用牛肉取扱廃止届

下記のとおり取扱いを廃止したので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第3項の規定により届け出ます。

記

|        |       |
|--------|-------|
| 施設の所在地 |       |
| 施設の名称  |       |
| 営業の種類  |       |
| 取扱いの種類 | 加工調理  |
| 廃止年月日  | 年 月 日 |
| 廃止の理由  |       |

備考

- 1 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 2 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。

様式第27号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日生

ふぐ取扱廃止届

下記のとおり取扱いを廃止したので、食品衛生法の施行に関する規則第22条第3項の規定により届け出ます。

記

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 施設の所在地 |                 |
| 施設の名称  |                 |
| 営業の種類  |                 |
| 取扱いの種類 | 処 理 調 理・加 工 販 売 |
| 廃止年月日  | 年 月 日           |
| 廃止の理由  |                 |

備考

- 「営業の種類」の欄は、営業の業種、許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 「取扱いの種類」の欄は、該当するものに○印をつけること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正後の第22条第1項に規定する生食用牛肉又は同項に規定するふぐを取り扱っている営業者は、平成25年7月10日までに同項の規定の例により届け出なければならない。この場合において、同項の規定の例により行われた届出は、同項の規定により行われた届出とみなす。
- 改正後の別表第2第1項第4号の規定は、この規則の施行の日以後に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可の申請をする場合（この規則の施行の際現に同項の許可を受けている者（同法第53条第1項の規定により当該者の地位を承継した者を含む。）が、同法第52条第3項の規定による有効期間の満了に伴い、引き続き同一の内容で営業を営むために同条第1項の許可の申請をする場合を除く。）における当該許可に係る施設について適用する。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第40号**

**山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「その他参考事項」 を

「その他参考事項  
誓約事項  
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）  
第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。」 に改め、同様式の注書に次の

2項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第41号**

**山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第25号の2の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「ウ 共同生活介護（ケアホーム）、エ 居宅介護（ホームヘルプ）、オ 重度訪問介護」を「ウ 居宅介護（ホームヘルプ）、エ 重度訪問介護」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別記様式第25号の2の2の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第25号の2の2の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第42号**

**山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則**

山形県立総合療育訓練センター管理規則（昭和57年7月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「医療型障がい児入所施設母子入園部門」 を

「医療型障がい児入所施設親子入所部門」に改め、

|                  |    |      |
|------------------|----|------|
| 障がい者施設入所支援部門     | 30 | を削る。 |
| 障がい者自立訓練（機能訓練）部門 | 29 |      |
| 障がい者自立訓練（生活訓練）部門 | 6  |      |

第3条第3号中「医療型障がい児入所施設母子入園部門」を「医療型障がい児入所施設親子入所部門」に改め、同条第7号から第9号までを削る。

第4条第1項中「医療型障がい児入所施設母子入園部門」を「医療型障がい児入所施設親子入所部門」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定

（「医療型障がい児入所施設母子入園部門」を「医療型障がい児入所施設親子入所部門」に改める部分に限

る。）並びに第3条第3号及び第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、「及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」を削る。

第6条の見出し中「意見書等」を「診断書」に改め、同条中「意見書又は診断書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式」を「診断書の様式は、自立支援医療診断書（別記様式第6号）」に改め、同条各号を削る。

第7条中「別記様式第7号及び」を削る。

別記様式第1号から別記様式第3号の2までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第4号中「（育成・精神通院）」を「（精神通院）」に、

「精神障害者保健福祉手帳番号」を「身体障害者手帳番号」に改める部分に限る。

「精神障害者保健福祉手帳番号」に改める部分に限る。

改め、「※精神通院医療の方のみ記入。」を削り、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「精神通院医療で」を削り、同様式の備考第2項中「育成又は精神通院のいずれか及び」を削る。



別記様式第5号を次のように改める。

#### 様式第5号 削除

別記様式第6号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「ウ 共同生活介護（ケアホーム）、エ 居宅介護（ホームヘルプ）、オ 重度訪問介護」を「ウ 居宅介護（ホームヘルプ）、エ 重度訪問介護」に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

#### 様式第7号 削除

別記様式第8号（裏面）の注意事項第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第9号中「（育成医療 精神通院医療）」を「（精神通院医療）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別記様式第10号中「（育成医療 精神通院医療）」を「（精神通院医療）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別記様式第11号から別記様式第19号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第20号から別記様式第23号までの規定中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別記様式第6号の改正規定（「ウ 共同生活介護（ケアホーム）、エ 居宅介護（ホームヘルプ）、オ 重度訪問介護」を「ウ 居宅介護（ホームヘルプ）、エ 重度訪問介護」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第4号まで、別記様式第6号及び別記様式第9号から別記様式第26号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 3 改正前の別記様式第8号の規定による自立支援医療受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による自立支援医療受給者証とみなす。

#### （知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表児童相談所長の項委任事項の欄第3項中「山形県障害者自立支援法の施行に関する規則」を「山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表身体障がい者更生相談所長の項委任事項の欄第1項中「山形県障害者自立支援法の施行に関する規則」を「山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表知的障がい者更生相談所長の項委任事項の欄第1項中「山形県障害者自立支援法の施行に関する規則」を「山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄第1項中「山形県障害者自立支援法の施行に関する規則」を「山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表総合支庁長の項委任事項の欄第10項中「山形県障害者自立支援法の施行に関する規則」を「山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号イ及びロ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年 5 月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

|  |                   |   |
|--|-------------------|---|
|  | 「<br>その他参考事項<br>」 | を |
|--|-------------------|---|

|                                                                                                               |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 「<br>その他参考事項<br>」                                                                                             |               |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）<br>第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 | に改め、同様式の備考を同備 |

考第 1 項とし、同備考に次の 2 項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成 6 年 2 月県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

|            |  |   |
|------------|--|---|
| ※<br>処 理 欄 |  | を |
|------------|--|---|

  

|            |                                                                                                   |           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 誓 約 事 項    | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 | に改め、同様式の備 |
| ※<br>処 理 欄 |                                                                                                   |           |

考に次の 2 項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第 1 号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上

で当分の間使用することができる。

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第46号

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業科学館条例施行規則（平成12年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|  |          |  |
|--|----------|--|
|  | 「その他参考事項 |  |
|--|----------|--|

を

|                                                                                                  |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 「その他参考事項                                                                                         |               |
| 誓約事項                                                                                             | に改め、同様式に次の備考を |
| <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）<br>第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 |               |

加える。

- 備考 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第47号

山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「まで」を「まで及び条例第4条の2第3号」に改め、同条第3項第2号中「第2号」を「第2号並びに条例第4条の2第1号及び第2号」に改める。

別記様式第2号の注書中「第4条」を「第8条」に改める。

別記様式第13号中「山形県知事 氏名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第10条第1項の各号」を「第10条第1項各号」に、「第10条第2項の資格試験」を「第10条第1項の資格試験等」に改める。

別記様式第17号中「山形県知事 氏名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式に次の備考を加える。

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 法人が法第55条又は法第58条第1項に規定する許可に係る業務を休止し、又は再開したときは、当該業務の休止又は再開に係る決議録
  - 2 氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては戸籍抄本及び履歴書
  - 3 資本金の額を変更したときは、登記事項証明書
  - 4 出資の額を変更したときは、株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株又は出資額を記載した書面
  - 5 役員を変更したときは、登記事項証明書、当該変更に係る役員の戸籍抄本及び履歴書並びに法第57条第1項第1号から第3号まで及び条例第4条の2第3号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 使用の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | を |
|-------|-----------------|---|

|       |                                                                                             |             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 使用の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                             | に改め、同様式の注書を |
| 誓約事項  | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |             |

同注書第1項とし、同注書に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第8号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 占 用 料 | ご指定のとおり | を |
|-------|---------|---|

|       |                                                                                                                                                                                                                               |             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 占 用 料 | ご指定のとおり                                                                                                                                                                                                                       | に改め、同様式の注書に |
| 誓約事項  | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |             |

次の2項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第9号中

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 占 用 料 | ご指定のとおり | を |
|-------|---------|---|

|                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 占 用 料                                                                                                                                                                                                                                                    | ご指定のとおり |
| <p>誓約事項</p> <p><input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者</p> |         |

に改め、同様式に次の注

書を加える。

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第49号**

**山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|           |  |
|-----------|--|
| 都市公園の復旧方法 |  |
|-----------|--|

を

|                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 都市公園の復旧方法                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| <p>誓約事項</p> <p><input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者</p> |  |

に改め、同様式の

備考中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第2号中

|           |  |
|-----------|--|
| 管 理 の 方 法 |  |
|-----------|--|

を

|                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 管 理 の 方 法                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |  |

に改め、同様式の

備考中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第4号中

|           |  |
|-----------|--|
| 都市公園の復旧方法 |  |
|-----------|--|

を

|                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 都市公園の復旧方法                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |  |

に改め、同様式の

備考中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第6号中

|           |    |    |    |
|-----------|----|----|----|
| 現場責任者住所氏名 | 住所 | 氏名 | 電話 |
|-----------|----|----|----|

を

|                                                                                                                                                                                                                                       |    |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|
| 現場責任者住所氏名                                                                                                                                                                                                                             | 住所 | 氏名 | 電話 |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |    |    |    |

に改め、同様式の

備考中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 4 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第8号中

|        |  |     |               |
|--------|--|-----|---------------|
| 使用責任者名 |  | 連絡先 | 住所<br>(電話番号 ) |
|--------|--|-----|---------------|

を

|        |  |     |               |
|--------|--|-----|---------------|
| 使用責任者名 |  | 連絡先 | 住所<br>(電話番号 ) |
|--------|--|-----|---------------|

誓約事項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。

に改め、同様式の

備考中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 5 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第50号**

**山形県道路占用規則の一部を改正する規則**

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則51号**

**砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則**

砂防法施行条例施行規則（平成15年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|           |  |
|-----------|--|
| 行為又は占用の期間 |  |
|-----------|--|

を

|           |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行為又は占用の期間 |                                                                                                                                                                                                                                |
| 誓約事項      | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |

に改め、同様式の

注書に次の2項を加える。

4 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

5 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあっては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第3号中

|           |  |
|-----------|--|
| 土石等の採取の期間 |  |
|-----------|--|

を

|           |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土石等の採取の期間 |                                                                                                                                                                                                                                |
| 誓約事項      | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |

に改め、同様式の

注書に次の2項を加える。

6 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

7 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあっては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第7号中

|         |  |
|---------|--|
| 許可事項の内容 |  |
|---------|--|

を



|               |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 許 可 事 項 の 内 容 |                                                                                                                                                                                                                               |
| 誓 約 事 項       | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |

に改め、同様式に

次の注書を加える。

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあっては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第52号**

**山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県空港管理条例施行規則（昭和39年 6月県規則第50号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第 4号中

|   |           |       |    |       |    |   |
|---|-----------|-------|----|-------|----|---|
| 5 | 工 事 の 期 間 | 年 月 日 | から | 年 月 日 | まで | を |
|---|-----------|-------|----|-------|----|---|

|   |           |                                                                                                                                                                                                                               |    |       |    |  |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|----|--|
| 5 | 工 事 の 期 間 | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                         | から | 年 月 日 | まで |  |
|   | 誓 約 事 項   | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |    |       |    |  |

に改め、同様式の

備考中第 2項を第 4項とし、第 1項の次に次の 2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあっては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

別記様式第 5号中

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 6 | 現に行っている営業がある場合は、その営業の概要 | を |
|---|-------------------------|---|

|                           |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 現に行っている営業がある場合は、その営業の概要 |                                                                                                                                                                                                                               |
| 誓 約 事 項                   | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |

に改め、同様式の

備考を次のように改める。

（備考）

- 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。
- 3 添付書類
  - (1) 定款又は寄附行為（法人でないものにあつては、戸籍抄本）
  - (2) 登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（法人でないものにあつては、資産又は納税に関する証明書）
  - (3) 当該営業に係る事業計画書及び事業収支見積書
  - (4) 当該営業について、主務官公庁の許可又は認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年 3 月 22 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年 5 月県規則第36号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第 1 号(1)中

|    |  |   |
|----|--|---|
| 備考 |  | を |
|----|--|---|

|      |                                                                                             |             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 誓約事項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 | に改め、同様式の注書中 |
| 備考   |                                                                                             |             |

第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第 1 号(2)中

|  |       |   |
|--|-------|---|
|  | 仕 出 港 | を |
|--|-------|---|

|      |                                                                                             |             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 誓約事項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 | に改め、同様式の注書を |
|      | 仕 出 港                                                                                       |             |

同注書第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第 1 号(3)中

|     |             |                            |       |  |   |
|-----|-------------|----------------------------|-------|--|---|
| 備 考 | 仕 出 港       |                            | 仕 向 港 |  | を |
|     | 輸 移 出 入 別   |                            | 船 名   |  |   |
|     | くん蒸施設の使用の有無 | 有 ・ 無                      |       |  |   |
|     | くん蒸する貨物の重量  | トン                         |       |  |   |
|     | くん蒸施設の使用期間  | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで |       |  |   |

|      |                                                                                              |       |         |         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---------|
| 誓約事項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 |       |         |         |
|      | 仕出港                                                                                          |       | 仕向港     |         |
| 備考   | 輸移出入別                                                                                        |       | 船名      |         |
|      | くん蒸施設の使用の有無                                                                                  | 有 ・ 無 |         |         |
|      | くん蒸する貨物の重量                                                                                   | トン    |         |         |
|      | くん蒸施設の使用期間                                                                                   | 年     | 月       | 日 時 分から |
|      |                                                                                              | 年     | 月       | 日 時 分まで |
|      | 天井クレーンの使用の有無                                                                                 | 有 ・ 無 |         |         |
|      | 天井クレーンの使用期間                                                                                  | 年     | 月       | 日 時 分から |
| 年    |                                                                                              | 月     | 日 時 分まで |         |

に改め、同様式の注書中

第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第1号(4)中

|        |  |        |               |
|--------|--|--------|---------------|
| コンテナ番号 |  | コンテナ種別 | 20フィート・40フィート |
|--------|--|--------|---------------|

を

|        |                                                                                              |        |               |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| コンテナ番号 |                                                                                              | コンテナ種別 | 20フィート・40フィート |
| 誓約事項   | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 |        |               |

に改め、同様式の注書

を同注書第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第1号(5)を次のように改める。

様式第1号(5)

港湾施設通常使用承認申請書

木材荷さばき地使用承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏 名  
電 話  
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、木材荷さばき地を使用したいので承認くださるよう申請します。

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 港 湾 施 設 名   |                                                                                             |
| 樹 種         |                                                                                             |
| 使 用 面 積     | アール                                                                                         |
| 使 用 期 間     |                                                                                             |
| 仕 向 地       |                                                                                             |
| 受 荷 主       |                                                                                             |
| 積 荷 船 舶 名   |                                                                                             |
| 誓 約 事 項     | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |
| ※ 承 認 通 知 欄 | 指令第 号<br><br>(使用料の額 円)                                                                      |

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。  
 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。  
 3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

別記様式第1号(6)中

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 希望給水場所コード |  | を |
|-----------|--|---|

|           |                                                                                             |            |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 希望給水場所コード |                                                                                             | に改め、同様式の注書 |
| 誓 約 事 項   | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |            |

を同注書第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第1号(7)中

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 利 用 日 時 | 年 月 日 時 | を |
|---------|---------|---|

|         |                                                                                              |            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 利 用 日 時 | 年 月 日 時                                                                                      | に改め、同様式の注書 |
| 誓 約 事 項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。 |            |

を同注書第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第1号(8)から別記様式第1号(12)までを次のように改める。

様式第1号(8)

港湾施設通常使用承認申請書

第1酒田プレジャーボートスポット（第2酒田プレジャーボートスポット）使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所

申請者 氏 名

電 話

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、第1酒田プレジャーボートスポット（第2酒田プレジャーボートスポット）を使用したいので承認くださるよう申請します。

|             |                                                                                             |                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 使用区分        | 使用期間が1月未満の場合                                                                                | 年 月 日から 年 月 日まで |
|             | 使用期間が1月以上の場合                                                                                | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 船 種         |                                                                                             |                 |
| 船 長         |                                                                                             |                 |
| 船 名         |                                                                                             |                 |
| 船 主         |                                                                                             |                 |
| 総 ト ン 数     |                                                                                             |                 |
| 申請者の勤務先     | 名 称                                                                                         |                 |
|             | 所 在 地                                                                                       |                 |
|             | 連 絡 先                                                                                       |                 |
| 誓 約 事 項     | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |                 |
| ※ 承 認 通 知 欄 | 指令第 号                                                                                       | (使用料の額 円)       |

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。
- 3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(9)

港湾施設通常使用承認申請書

鼠ヶ関マリーナ（棧橋・浮棧橋・物揚場）使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所  
 申請者 氏 名  
 電 話  
 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、鼠ヶ関マリーナの棧橋・浮棧橋・物揚場を使用したいので承認くださるよう申請します。

|             |                                                                                             |             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 使 用 日 時     | 使 用 日                                                                                       | 使 用 時 間     |
|             | 年 月 日                                                                                       | 時 分から 時 分まで |
| 艇 種         |                                                                                             |             |
| 艇 長         |                                                                                             |             |
| 艇 名         |                                                                                             |             |
| 申 請 者       | 所属クラブ名                                                                                      | 電 話         |
|             | 名 称                                                                                         |             |
|             | 勤務先<br>又は<br>学校名                                                                            |             |
|             | 所在地                                                                                         |             |
| 連 絡 先       |                                                                                             |             |
| 誓 約 事 項     | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |             |
| ※ 承 認 通 知 欄 | 指令第 号                                                                                       | (使用料の額 円)   |

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。  
 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。  
 3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。



様式第1号(10)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                  |                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鼠ヶ関マリーナ（船舶保管施設）使用承認申請書<br>年 月 日<br>殿<br><br>住 所<br>申請者 氏 名<br>電 話<br>（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名） |                                                                                             |
| 山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、鼠ヶ関マリーナの船舶保管施設を使用したいので承認くださるよう申請します。                                        |                                                                                             |
| 使用                                                                                               | 使用期間が1月未満の場合<br>年 月 日から 年 月 日まで                                                             |
| 区分                                                                                               | 使用期間が1月以上の場合<br>年 月 日から 年 月 日まで                                                             |
| 艇                                                                                                | 種                                                                                           |
| 艇                                                                                                | 長                                                                                           |
| 艇                                                                                                | 名                                                                                           |
| 申                                                                                                | 所属クラブ名                                                                                      |
| 請                                                                                                | 名 称<br>勤務先<br>又 は<br>所在地<br>学校名                                                             |
| 者                                                                                                | 連絡先                                                                                         |
| 誓 約 事 項                                                                                          | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |
| ※ 承 認 通 知 欄                                                                                      | 指令第 号<br><br>（使用料の額 円）                                                                      |

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。
- 3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(11)

港湾施設通常使用承認申請書

鼠ヶ関マリーナ（会議室・研修ホール）使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所  
 申請者 氏 名  
 電 話  
 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、鼠ヶ関マリーナの を使用したいので承認くださるよう申請します。

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使 用 時 間     | 年 月 日 時 分から 時 分                                                                             |
| 使 用 目 的     |                                                                                             |
| 使 用 人 員     | 人                                                                                           |
| 誓 約 事 項     | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |
| ※ 承 認 通 知 欄 | 指令第 号<br><br>(使用料の額 円)                                                                      |

- (注) 1 本様式は、会議室又は研修ホールの使用承認申請に使用してください。  
 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。  
 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。  
 4 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(12)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                                                          |                                                                                             |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 酒田北港緑地使用承認申請書<br>年 月 日<br>殿<br>住 所<br>申請者 氏 名<br>電 話<br>(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)<br>山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、酒田北港緑地を使用したいので承認くださるよう申請します。 |                                                                                             |           |
| 使 用 年 月 日                                                                                                                                | 年 月 日                                                                                       |           |
| 使 用 時 間                                                                                                                                  | 時 分から 時 分まで ( 時間)                                                                           |           |
| 使用<br>区分                                                                                                                                 | 区 分                                                                                         | 全 面 ・ 半 面 |
|                                                                                                                                          | 使 用 目 的                                                                                     |           |
| 申<br>請<br>者                                                                                                                              | 勤務先又は学校名                                                                                    | 名 称       |
|                                                                                                                                          |                                                                                             | 所在地       |
|                                                                                                                                          | 連 絡 先                                                                                       | 電話番号 ( )  |
|                                                                                                                                          | 備 考                                                                                         |           |
| 誓 約 事 項                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |           |
| ※ 承 認 通 知 欄                                                                                                                              | 指令第 号<br>(使用料の額 円)                                                                          |           |

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。  
 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。  
 3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

殿

住所  
 申請者 氏名  
 電話  
 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

港湾施設目的外使用許可申請書

山形県港湾施設管理条例第10条第1項の規定により、港湾施設を下記のとおり目的外使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 港湾名及び港湾施設名
- 2 使用場所
- 3 使用目的
- 4 使用面積
- 5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付書類

誓約事項

- 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

様式第6号

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
電話  
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

## 港湾施設転貸等許可申請書

山形県港湾施設管理条例第12条ただし書（第15条において準用する同条例第12条ただし書）の規定により、目的外使用（占用）の許可を受けた港湾施設を下記のとおり第三者に使用させたいので、許可くださるよう申請します。

## 記

- 1 港 湾 名
- 2 許可を受けた港湾施設
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 許可を受けた期間
- 5 第三者の住所氏名
- 6 転貸等の理由

## 誓約事項

自己、自社の役員及び転貸等の相手方となる第三者（法人にあつては、その役員）が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

様式第7号

年 月 日

殿

住所  
 申請者 氏名  
 電話  
 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

港湾施設占有許可申請書

山形県港湾施設管理条例第13条第1項の規定により、港湾施設を下記のとおり占有したいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 港湾名及び港湾施設名
- 2 占 用 場 所
- 3 占 用 目 的
- 4 占 用 面 積
- 5 占 用 期 間           年 月 日から  
                          年 月 日まで
- 6 工 作 物 の 種 類
- 7 工作物設置の工事期間   年 月 日から  
                          年 月 日まで
- 8 工事期間中の占有面積
- 9 添 付 書 類

誓約事項  
 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。  
 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
 (2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

(注) 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。  
 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者(法人にあつては、その役員。以下同じ。)の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。  
 別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

年 月 日

殿

住所  
 申請者 氏名  
 電話  
 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

港湾施設内行為許可申請書

山形県港湾施設管理条例第21条第1項の規定により、下記の行為をしたいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 港湾名及び港湾施設名
- 2 行 為 の 場 所
- 3 行 為 の 内 容
- 4 行 為 の 目 的
- 5 行 為 を す る 期 間
- 6 添 付 書 類

誓約事項

- 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

別記様式第14号から別記様式第16号までを次のように改める。

様式第14号

年 月 日

殿

住所  
 申請者 氏名  
 電話  
 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

港湾区域等内水域（公共空地）占有許可申請書

港湾法第37条第1項の規定により、港湾区域等内の水域（公共空地）を下記のとおり占有したいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 港 湾 名
- 2 占 用 場 所
- 3 占 用 目 的
- 4 占 用 面 積 平方メートル
- 5 占 用 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 6 工 作 物 の 種 類
- 7 工作物の設置の工事期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 8 工事期間中の占有面積 平方メートル
- 9 添 付 書 類

誓約事項

- 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。



様式第15号

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
電話  
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

## 港湾区域等内水域（公共空地）内土砂採取許可申請書

港湾法第37条第1項の規定により、港湾区域等内において下記のとおり土砂の採取をしたいので、許可くださるよう申請します。

## 記

- 1 港 湾 名
  - 2 採 取 場 所
  - 3 採取土砂の種別及び数量
  - 4 採 取 の 目 的
  - 5 採 取 区 域 の 面 積                      空地                      水域
  - 6 採 取 方 法
  - 7 運 搬 方 法
  - 8 1 日 の 採 取 予 定 量
  - 9 採 取 期 間
  - 10 現 場 代 理 人 の 氏 名
  - 11 採 取 機 の 概 要
- 添 付 書 類
- 1 位 置                      図
  - 2 平 面                      図
  - 3 横 断                      図
  - 4 求 積                      図

## 誓約事項

自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

(注) 1 採取機の概要には、名称、年式、馬力、1時間当たりの採取能力、掘さく深度及び台数等を記載してください。

2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。

3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

様式第16号

年 月 日

殿

住所  
 申請者 氏名  
 電話  
 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

港湾区域等内水域施設建設（改良）許可申請書

港湾法第37条第1項の規定により、港湾区域等内において、下記のとおり水域施設等を建設（改良）したいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 港 湾 名
  - 2 建設（改良）する場所
  - 3 施設等の種別
  - 4 建設（改良）する目的
  - 5 工事着手及び完了予定月日
  - 6 設置する期間
  - 7 工事の施行方法
- 添付書類

- 1 位 置 図
- 2 平 面 図
- 3 横 断 図
- 4 求 積 図

誓約事項

- 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあつては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第54号

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

米沢ヘリポート条例施行規則（平成4年3月県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中 「 期 間 」 を

|         |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 間     |                                                                                                                                                                                                                               |
| 誓 約 事 項 | <input type="checkbox"/> 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。<br>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）<br>(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者 |

に改め、同様式の備考中

第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者（法人にあっては、その役員。以下同じ。）の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県ふるさと交流広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第55号**

**山形県ふるさと交流広場条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県ふるさと交流広場条例施行規則（平成18年3月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「 ※ 使 用 料 」 を

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誓 約 事 項 | <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |
| ※ 使 用 料 |                                                                                             |

に改め、同様式の注書中

第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第56号**

**山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

第10条第1項第2号中「第8条第2号から第4号まで」を「第8条第2号、第3号及び第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第8条第4号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

別記様式第6号の備考第2項中「第8条第2号から第4号まで」を「第8条第2号、第3号及び第6号」に改め、同備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 申請者が山形県証紙条例施行規則第8条第4号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

別記様式第10号の備考第2項中「第8条第2号から第4号まで」を「第8条第2号、第3号及び第6号」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 申請者が山形県証紙条例施行規則第8条第4号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

**附 則**

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条（山形県証紙条例施行規則第14条第2項において準用する場合を含む。）及び第10条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定による指定の申請をする者（改正後の第8条を同規則第14条第2項において準用する場合にあっては、同条第1項の規定により売りさばき業務を継続して行おうとする者）について適用する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第57号**

**山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「その他参考事項」 を

|                                                                                                     |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他参考事項</span>                               | に改め、同様式に次の注書を |
| 誓約事項<br><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。 |               |

加える。

- (注) 1 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入してください。
- 2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第226号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号   | 障がい者地域生活支援センター翔<br>鶴岡市美咲町26番1号      | 平成25. 3. 5 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | あおぞら<br>酒田市北新橋一丁目1番地18              | 同 3. 7     |
| 社会福祉法人遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1   | 障がい者相談支援センター月光園<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1 | 同          |

### 山形県告示第227号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|-----------------|---------------|------------------------------|
| 山 形 県 立 中 央 病 院 | 山形市大字青柳1800番地 | 平成25年4月28日から<br>平成28年4月27日まで |

### 山形県告示第228号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの期間における土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日にあっては、午前11時から午後9時までとする。

#### 2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

#### 3 適用期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 山形県告示第229号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分 |                   | 利 用 料 金           |           |                  |                  |
|-----|-------------------|-------------------|-----------|------------------|------------------|
| 個人  | 一般                | 回数券による利用の場合       | 1人11回につき  | 5,400円           |                  |
|     |                   |                   | 1人22回につき  | 9,800円           |                  |
|     |                   | パスポートによる利用の場合     | 1人1年につき   |                  | 28,000円          |
|     |                   |                   | 繁忙期の利用の場合 | 1人1回につき          | 1月1日から2月28日までの期間 |
|     |                   | 上記以外の期間           |           | 600円             |                  |
|     |                   | 繁忙期以外の場合          | 1人1回につき   | 1月1日から2月28日までの期間 | 440円             |
|     |                   |                   |           | 上記以外の期間          | 540円             |
|     |                   | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき   | 1月1日から2月28日までの期間 | 400円             |
|     |                   |                   |           | 上記以外の期間          | 490円             |
|     |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき   | 1月1日から2月28日までの期間 | 400円             |
|     |                   |                   |           | 上記以外の期間          | 490円             |
|     |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき   |                  | 400円             |
|     | 高校生               | 回数券による利用の場合       | 1人11回につき  |                  | 3,200円           |
|     |                   |                   | 1人22回につき  |                  | 5,800円           |
|     |                   | パスポートによる利用の場合     | 1人1年につき   |                  | 17,000円          |
|     |                   |                   | 繁忙期の利用の場合 | 1人1回につき          | 1月1日から2月28日までの期間 |
|     |                   | 上記以外の期間           |           | 400円             |                  |
|     |                   | 繁忙期以外の場合          | 1人1回につき   | 1月1日から2月28日までの期間 | 260円             |
|     |                   |                   |           | 上記以外の期間          | 320円             |
|     |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき   | 1月1日から2月28日までの期間 | 240円             |
|     |                   |                   | 上記以外の期間   | 290円             |                  |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           |           | 240円             |                  |
| 児童等 | 回数券による利用の場合       | 1人11回につき          |           | 2,700円           |                  |

|             |     |                   |          |                          |
|-------------|-----|-------------------|----------|--------------------------|
|             |     |                   | 1人22回につき | 5,000円                   |
|             |     | パスポートによる利用の場合     | 1人1年につき  | 14,000円                  |
|             |     | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき  | 1月1日から2月28日までの期間<br>220円 |
|             |     |                   |          | 上記以外の期間<br>300円          |
|             |     | 繁忙期以外の利用の場合       | 1人1回につき  | 1月1日から2月28日までの期間<br>220円 |
|             |     |                   |          | 上記以外の期間<br>270円          |
|             |     | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 1月1日から2月28日までの期間<br>200円 |
|             |     |                   |          | 上記以外の期間<br>250円          |
|             |     | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき  | 200円                     |
| 団体          | 一般  | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき  | 480円                     |
|             |     | 繁忙期以外の利用の場合       | 1人1回につき  | 440円                     |
|             |     | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき  | 400円                     |
|             |     | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 400円                     |
|             |     | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき  | 360円                     |
|             | 高校生 | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき  | 320円                     |
|             |     | 繁忙期以外の利用の場合       | 1人1回につき  | 260円                     |
|             |     | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 240円                     |
|             |     | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき  | 220円                     |
|             | 児童等 | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき  | 240円                     |
|             |     | 繁忙期以外の利用の場合       | 1人1回につき  | 220円                     |
|             |     | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき  | 200円                     |
|             |     | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき  | 180円                     |
|             | 親子  | 回数券による利用の場合       | 1組11回につき | 6,700円                   |
| 繁忙期以外の利用の場合 |     | 1組1回につき           | 730円     |                          |

## 備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「繁忙期」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに7月20日から8月20日までの日をいう。
- 6 この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 7 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

## 2 適用期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 山形県告示第230号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区の名称    | 区 域      |
|-----------|----------|
| 飛 島 加 入 区 | 酒田市飛島の区域 |

## 山形県告示第231号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蝕病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

## 2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、上市市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡金山町、同郡舟形町、東置賜郡川西町、西置賜郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。



| 区 分                                      | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                          | 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                                                      |
| 牛のヨーネ病の検査                                | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛<br>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>3 2の牛と同一施設内で飼養している牛<br>4 共同牧野等に放牧する牛<br>5 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの<br>6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの |
| 馬の馬伝染性貧血の検査                              | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬                                                                                                                                               |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                  | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                  |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                | 採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの                                                                                                                                                  |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                      |

4 実施の期日及び場所

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第232号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定に係る保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字板敷3764、3772（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

雪崩の危険の防止

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第234号

山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

| 施設名     | 利用日                                                                                                          | 利用時間            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林学習展示館 | 4月10日から4月28日までの日<br>（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 4月29日から5月5日までの日                                                                                              | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 5月6日から7月19日までの日<br>（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                            | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 7月20日から8月31日までの日                                                                                             | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 9月1日から11月30日までの日<br>（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前9時から午後4時30分まで |

2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第235号

山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）第3条第2項の規定により、山形県遊学の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用日及び利用時間

| 施 設 名 | 利 用 日                                                                                                       | 利 用 時 間         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林交流館 | 1月4日から4月28日までの日<br>（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|       | 4月29日から5月5日までの日                                                                                             | 午前9時から午後4時30分まで |
|       | 5月6日から7月21日までの日<br>（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前9時から午後4時30分まで |
|       | 7月22日から8月19日までの日                                                                                            | 午前9時から午後4時30分まで |
|       | 8月20日から12月28日までの日<br>（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                         | 午前9時から午後4時30分まで |

## 2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第236号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,000円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第237号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                           |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後9時まで | 1 12月1日から翌年の3月31日までの月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）        |
| スケートパーク   |              | 2 12月29日から翌年の1月3日まで                                                                                           |
|           |              | 1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）ただし、4月29日から5月5日まで、6月の第2日曜日から7月の第2日曜日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 |
|           |              | 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで                                                                               |

2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第238号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金            |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円            |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円             |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円            |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>700円 |

|                   |                                        |                  |         |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|---------|
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき            | 14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき | 1,690円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 有料公園施設の名称     |                  | 区 分              |               | 利 用 料 金 |          |         |
|---------------|------------------|------------------|---------------|---------|----------|---------|
| 展示研修施設        | 企画展示室            | 入場料金を徴収しない場合     |               | 1時間当たり  | 120円     |         |
|               |                  | 入場料金を徴収する場合      |               | 1時間当たり  | 480円     |         |
|               | 研修室              |                  |               | 1時間当たり  | 660円     |         |
| スケートパーク       | 全部を単独で使用する<br>場合 | 児童生徒等のみが使用する場合   |               | 1日当たり   | 19,000円  |         |
|               |                  | 上記以外の場合          |               | 1日当たり   | 38,000円  |         |
|               | 上記以外の場合          | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 回数券による利用の場合   |         | 1人12回当たり | 2,500円  |
|               |                  |                  | 1か月券による利用の場合  |         | 1人1か月当たり | 3,750円  |
|               |                  |                  | 3か月券による利用の場合  |         | 1人3か月当たり | 7,500円  |
|               |                  |                  | シーズン券による利用の場合 |         | 1人当たり    | 10,000円 |
|               |                  |                  | ナイター券による利用の場合 |         | 1人1日当たり  | 200円    |
|               |                  |                  | 上記以外の場合       |         | 1人1日当たり  | 250円    |
|               | 上記以外の場合          | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 回数券による利用の場合   |         | 1人12回当たり | 5,000円  |
|               |                  |                  | 1か月券による利用の場合  |         | 1人1か月当たり | 7,500円  |
|               |                  |                  | 3か月券による利用の場合  |         | 1人3か月当たり | 15,000円 |
|               |                  |                  | シーズン券による利用の場合 |         | 1人当たり    | 20,000円 |
| ナイター券による利用の場合 |                  |                  | 1人1日当たり       | 400円    |          |         |
| 上記以外の場合       |                  |                  | 1人1日当たり       | 500円    |          |         |

備考

- この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は

これらに準ずる者をいう。

3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。

4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。

5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

### 山形県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田名木沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 尾花沢市大字芦沢字東側205番から<br>同 名木沢字上原1016番6まで | 旧    | 64.0メートル<br>} 9.5  | メートル<br>887 |
| 同 上                                   | 新    | 50.0メートル<br>} 11.5 | 同 上         |

### 山形県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田名木沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字芦沢字ヲミ472番6から  
同 名木沢字上原1016番8まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月22日

### 山形県告示第241号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部用地課において縦覧に供する。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容 山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大及び農業地域の縮小
- 2 変更に係る市 鶴岡市及び寒河江市

山形県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
白鷹町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 白鷹都市計画下水道事業  
(2) 名 称 白鷹公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和51年9月10日から平成31年3月31日まで

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「科学捜査研究所長」を「監察官」に改め、同表研究職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄中「副主幹」を「副主幹 副所長」に改め、同表医療職給料表

(3)適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄中  を 統括保健師 に改める。

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「自動車警ら隊長」を「自動車警ら隊長 科学捜査研究所長」に改め、「〔警察安全相談室長を除く。〕」を削り、同項職級4の欄中「副所長」を削り、同項職級5の欄中「警察安全相談室長」を削り、同表警察官の職の警察本部長の警察署の項職級1の欄中「酒田警察署長」「鶴岡警察署長」を「鶴岡警察署長」「酒田警察署長」に改め、同項職級2の欄中「南陽警察署長」を「南陽警察署長 長井警察署長」に改め、同項職級3の欄中「酒田警察署長、鶴岡警察署長」を「鶴岡警察署長、酒田警察署長」に、「及び南陽警察署長」を「南陽警察署長及び長井警察署長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1医療職給料表(3)適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第10中

|       |                                                                                        |     |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 警 察 署 | 山形警察署の署長<br>酒田警察署の署長<br>鶴岡警察署の署長<br>米沢警察署の署長<br>新庄警察署の署長                               | 1 種 |
|       | 村山警察署の署長<br>寒河江警察署の署長<br>天童警察署の署長<br>南陽警察署の署長                                          | 2 種 |
|       | 署長（支給区分1種及び2種のものを除く。）<br>山形警察署の副署長<br>酒田警察署の副署長<br>鶴岡警察署の副署長<br>米沢警察署の副署長<br>新庄警察署の副署長 | 3 種 |

を

|       |                                                                                        |     |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 警 察 署 | 山形警察署の署長<br>鶴岡警察署の署長<br>酒田警察署の署長<br>米沢警察署の署長<br>新庄警察署の署長                               | 1 種 |
|       | 村山警察署の署長<br>寒河江警察署の署長<br>天童警察署の署長<br>南陽警察署の署長<br>長井警察署の署長                              | 2 種 |
|       | 署長（支給区分1種及び2種のものを除く。）<br>山形警察署の副署長<br>鶴岡警察署の副署長<br>酒田警察署の副署長<br>米沢警察署の副署長<br>新庄警察署の副署長 | 3 種 |

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**企 業 局 関 係**

**規 程**

**山形県企業管理規程第2号**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月22日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

**山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。



附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**病院事業局関係**

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月22日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

(3) 公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。）のうち市町村の開設するもので行う診療の応援業務のうち管理者が認めるもの

第18条第2項第2号中「前項第2号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10        | 2DK  | 60.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 19,000                  | 21,900                             | 25,100                             | 28,300                             | 32,300 | 37,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可 |
| 同 2号             | 同                        | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用              | 23,300                  | 26,900                             | 30,800                             | 34,700                             | 39,700 | 45,800                             |                                    |     |
| 同 中田第二ア<br>パート2号 | 同 中田町<br>901-2           | 同    | 55.7                          | 1    | 同                | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             |                                    |     |
| 同 関口アパー<br>ート2号  | 南陽市宮内352<br>-3           | 同    | 68.6                          | 1    | 同                | 23,600                  | 27,300                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200 | 46,400                             |                                    |     |
| 同 糠野目アパ<br>ート    | 東置賜郡高島町<br>大字福沢525-<br>5 | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 12,000                  | 13,800                             | 15,800                             | 17,800                             | 20,400 | 23,500                             |                                    |     |
| 同 館之北アパ<br>ート    | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1 | 同    | 67.4                          | 1    | 同                | 19,300                  | 22,300                             | 25,600                             | 28,800                             | 32,900 | 38,000                             |                                    |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年4月1日から同月5日まで（土・日曜日・祝日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成25年4月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成25年6月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地            | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷                      | 摘 要 |
|----------------|------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営東部アパ<br>ート2号 | 鶴岡市朝陽町6<br>-5    | 3DK  | 55.7                          | 1          | 一般用 | 14,200<br>円             | 16,400<br>円                        | 18,800<br>円                        | 21,200<br>円                        | 24,200<br>円                        | 28,000<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 茅原字草<br>見鶴16-1 | 同    | 63.5                          | 1          | 同   | 17,100                  | 19,800                             | 22,600                             | 25,500                             | 29,200                             | 33,700                             |                          |     |
| 同 城南アパ<br>ート2号 | 同 城南町9<br>-30    | 同    | 64.2                          | 1          | 同   | 19,000                  | 21,900                             | 25,100                             | 28,300                             | 32,400                             | 37,300                             |                          |     |
| 同 末広アパ<br>ート1号 | 同 末広町23<br>-63   | 同    | 69.3                          | 1          | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,600                             | 44,600                             |                          |     |
| 同 2号           | 同 23<br>-62      | 同    | 69.3                          | 1          | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,600                             | 44,600                             |                          |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1          | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400                             | 30,400                             |                          |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年4月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成25年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成25年6月上旬